

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1. 令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正

令和6年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の救助・救出活動や孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用された。

これを踏まえ、災害時の緊急輸送について、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用について表記を整理。

なお、令和6年能登半島地震を教訓とした計画の修正については、国の検証等を踏まえ、適時実施していく。

（参考）令和6年1月30日付消防災第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知（資料2）

＜修正箇所＞

- 風水害等編 第3編 第6章 第1節 医療救護
- 地震・津波編 第3編 第7章 第1節 医療救護

＜新旧対照表＞

- 風水害等編 p 1 4
- 地震・津波編 p 1 4

2. 災害中間支援組織に係る修正

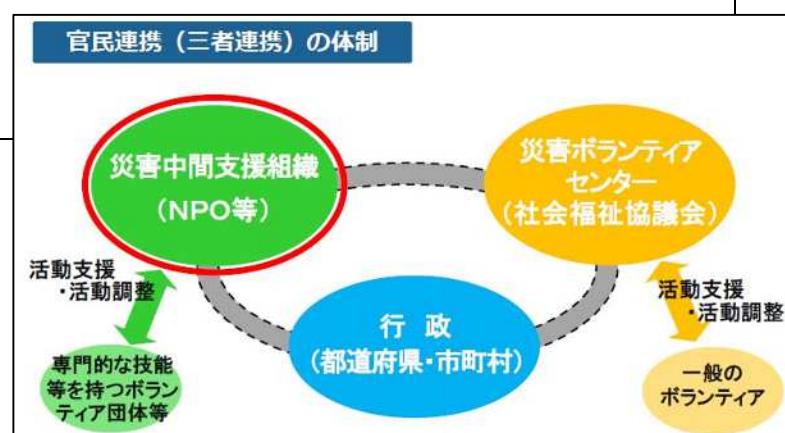
災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。

＜修正箇所＞

- 風水害等編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
- 地震・津波編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

＜新旧対照表＞

- 風水害等編 p 1
- 地震・津波編 p 1



3. 災害ケースマネジメント

県及び市町村が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。

＜修正箇所＞

■風水害等編 第2編 第10章 第2節 要配慮者支援対策 ほか

■地震・津波編 第2編 第8章 第2節 要配慮者支援対策 ほか

＜新旧対照表＞

■風水害等編 p 7

■地震・津波編 p 7

